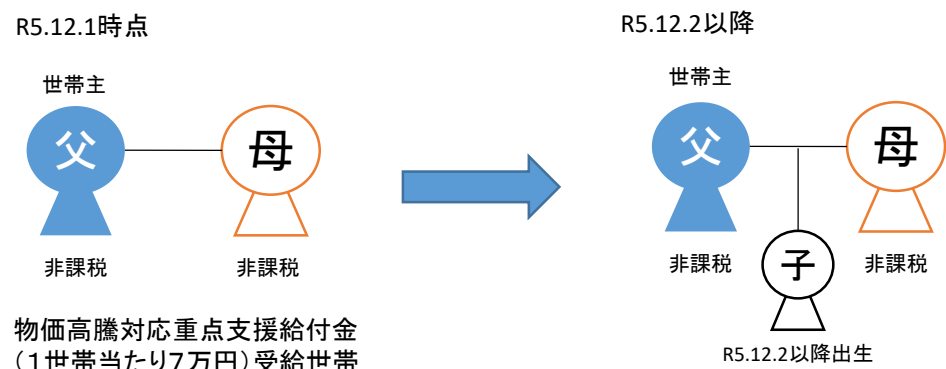


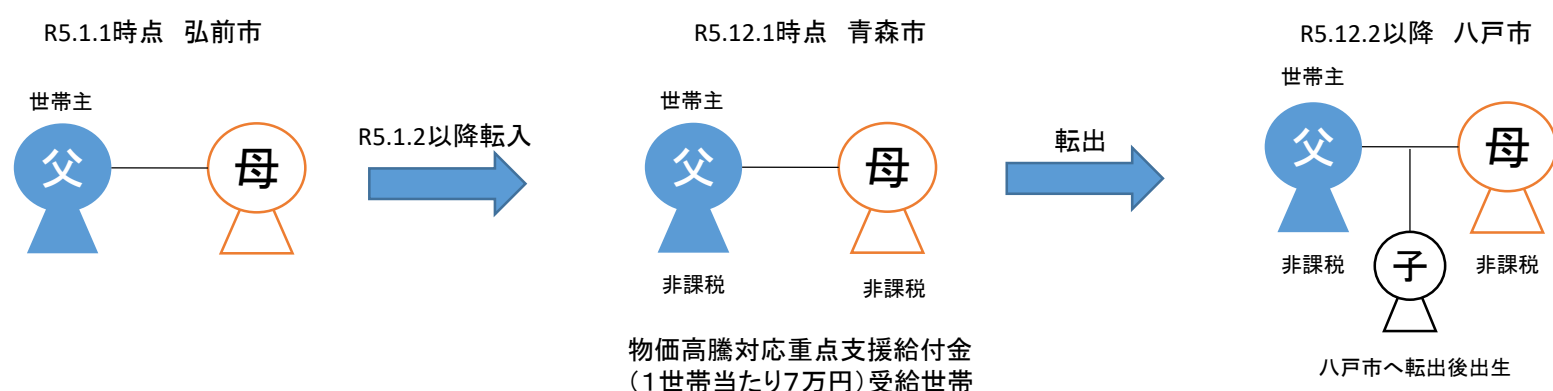
こども加算対象者イメージ(新生児)

ア: 基準日(令和5年12月1日)時点で非課税世帯の世帯主であるため、青森市から物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を受給した世帯で、かつ令和5年12月2日以降、新生児が出生した場合(生計同一の場合に限る)



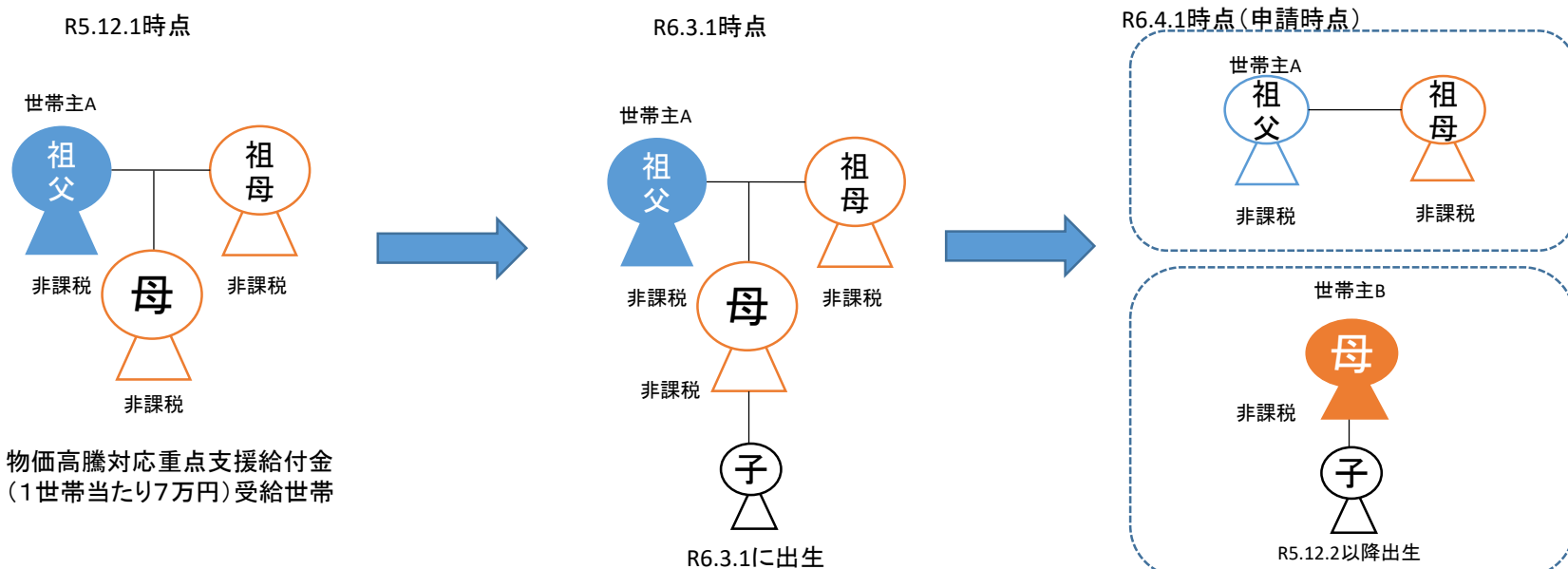
【答】
給付金の対象者です
給付金の受給には、
父の申請が必要です。
2ページ目【提出書類】の
①～③を添付し申請してくだ
さい。

イ: 令和5年1月2日以降青森市に転入し、基準日(令和5年12月1日)時点で非課税世帯の世帯主であるため、青森市から物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を受給した世帯が、令和5年12月2日以降他自治体に転出し、転出先で新生児が出生した場合(生計同一の場合に限る)



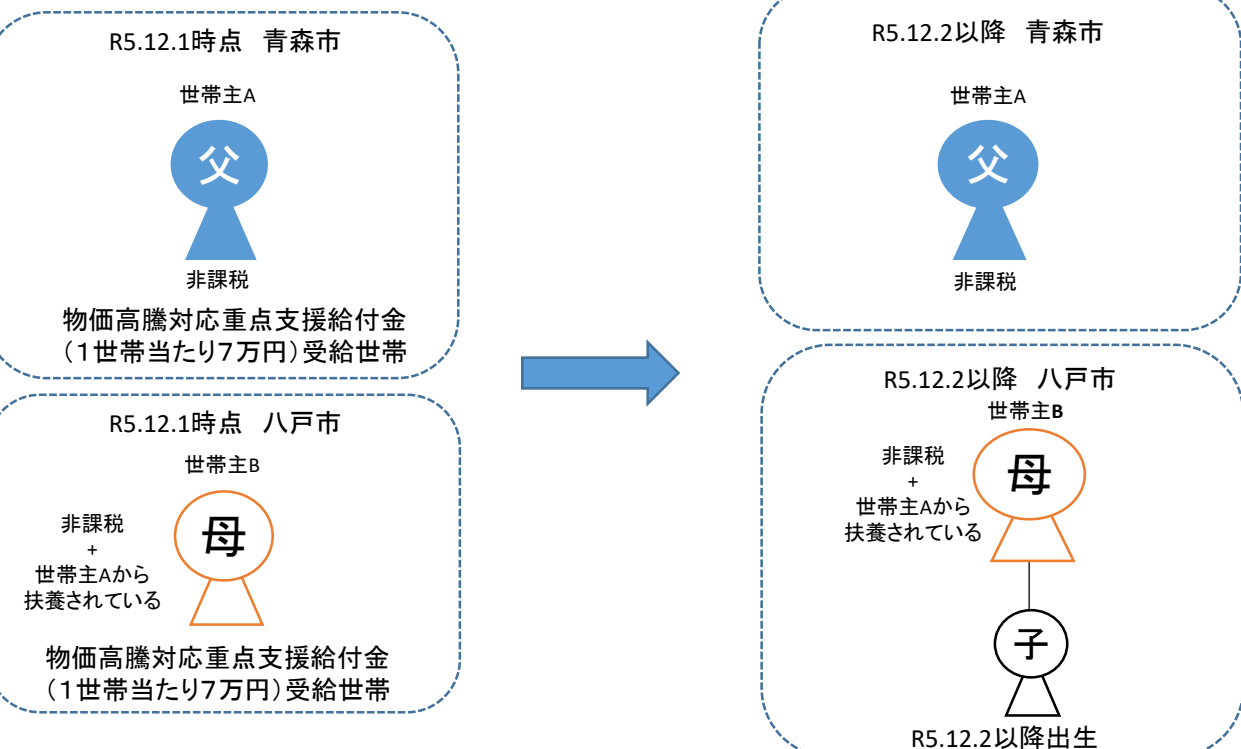
【答】
給付金の対象者です
給付金の受給には、
父の申請が必要です。
2ページ目の【提出書類】の
①～⑤を添付し申請してくだ
さい。
※青森市に申請してください

ウ: 基準日(令和5年12月1日)時点で非課税世帯の世帯主であるため、青森市から物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を受給した世帯に、令和5年12月2日以降新生児が出生し、出生後に世帯分離した場合



【答】
給付金の対象となります。
給付金の受給には、
申請時点で児童と同一世帯である世帯主B(母)の申請が必要です。
2ページ目の【提出書類】の
①～③を添付し申請してください。

エ: 基準日(令和5年12月1日)時点で非課税世帯の世帯主であるため、青森市から物価高騰対応重点支援給付金(1世帯当たり7万円)を受給した世帯の世帯主で、かつ単身赴任等により別世帯だが、令和5年12月2日以降に新生児が出生した場合(生計同一の場合に限る)



【答】
給付金の対象外です。
八戸市から世帯主B(母)に対し、非課税世帯に対する1世帯当たり7万円給付金が支給されている場合は、こども加算も世帯主B(母)に対し、申請なしで支給されます。